

介護、障害、保育に慰労金

職員1人に2万円支給

練馬区

新型コロナウイルス禍で福祉サービスを提供してきた職員を慰労しよう

緊急事態宣言発令中（4月7日～5月25日）に継続してサービスを提供した区内の介護、障害、子ども分野の事業所で働く職員が対象。非常勤職員は勤務時間数などに応じて換算。計約1600の事業所で働くおおよそ2

万4200人への支給を見込む。

し、区は事業所ごとに一括して支給する。職員への配分については現場の実情に応じた傾斜配分なども可能で、柔軟な運用を認める。

と、東京都練馬区は区内の福祉事業所で働く職員1人につき2万円支給することを決めた。高齢、障害分野に加え、子ども分野にも支給するのは23区初。

高年齢と障害分野は入所や通所などほぼすべての種別で、子ども分野は保育所や学童保育、預かり保育を実施する幼稚園などが対象となる。

区保育課によると、保育所を働く人の社会インフラと位置付け、宣言発令中も原則開園を要請した経緯があり、「感染リスクがある中、ご苦労いただいたことをねぎらいたい」との思いから保育所なども対象とした。

同課の担当者は「少しでも職員を勇気づけたい。現場に寄り添い、力を合わせてコロナ禍を乗り越えたい」と話した。

約4億8000万円の補正予算案を区議会に

各事業所は、宣言発令中の稼働実績や職員名簿などを添えて申請

区は事業所ごとに一括して支給する。職員への配分については現場の実情に応じた傾斜配分なども可能で、柔軟な運用を認める。

福祉現場で働く職員への支援をめぐっては、政府は新型コロナウイルスの感染者が出ていなくても、高齢や障害分野で働く職員に5万円を支給する見通し。ただ、子ども分野は対象外となり、全国社会福祉協議会が政府に対し、支給を求める緊急要望を出している。（市川傑）